

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に
当たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇規 則 鳥取県立歯科衛生士学院学則
鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する等の規則

規 則

鳥取県立歯科衛生士学院学則をここに公布する。

昭和五十七年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第二十号

鳥取県立歯科衛生士学院学則

鳥取県立歯科衛生士学院学則(昭和三十八年四月鳥取県規則第十九号)の全部を改正する。

目次

- 第一章 総則(第一条)
 - 第二章 学院の定員及び修業年限(第二条)
 - 第三章 学年、学期及び休業日(第三条―第五条)
 - 第四章 教育課程(第六条)
 - 第五章 進級及び卒業(第七条―第九条)
 - 第六章 入学、休学、退学等(第十条―第十八条)
 - 第七章 授業料の納付及び減免(第十九条・第二十条)
 - 第八章 賞罰(第二十一条・第二十二条)
 - 第九章 健康管理(第二十三条)
 - 第十章 雑則(第二十四条・第二十五条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 鳥取県立歯科衛生士学院(以下「学院」という。)は、歯科衛生士法(昭和二十三年法律第二百四号)第二条第一項に規定する歯科衛生士になろうとする女子に対して、歯科衛生士として必要な知識及び技能を修得させ、社会に貢献し得る人材を育成することを目的とする。

第二章 定員及び修業年限

第二条 学院の定員及び修業年限は、次のとおりとする。

定 員	員	
総 定 員	学 年 定 員	修 業 年 限
七十二人	三十六人	二 年

第三章 学年、学期及び休業日

(学年)

第三条 学年は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(学期)

第四条 学年の学期は、次のとおりとする。

一 前期 四月一日から九月三十日まで

二 後期 十月一日から翌年三月三十一日まで

(休業日)

第五条 学院の休業日は、次のとおりとする。

一 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日

二 日曜日

三 夏季、冬季及び春季において、知事が定める日

四 前三号に定めるもののほか、知事が定める日

2 前項第三号の知事が定める日は、学年を通じ十二週間を超えない範囲内で定めるものとする。

3 知事は、教育上必要があると認めるときは、前項第一号から第三号までに掲げる休業日を変更することができる。

第四章 教育課程

第六条 学院の授業科目及び授業時間数は、別表のとおりとする。

2 学年ごとの授業科目及び授業時間数は、別に定める。

第五章 進級及び卒業

(授業科目の修得の認定)

第七条 授業科目の修得の認定は、学習の評価及び生徒の出席時間数に基づいて行う。

2 前項の学習の評価は、試験及び実習の成績に基づいて行う。

3 第一項の出席時間数は、出席すべき時間数の三分の二以上を満たさなければならぬ。ただし、やむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(進級)

第八条 学年の進級の認定は、学年の授業科目の修得の状況に基づいて行う。

(卒業)

第九条 全授業科目を修得した生徒に対しては、卒業証書（様式第一号）を授与する。

第六章 入学、休学、退学等

(入学資格)

第十条 学院に入学することができる者は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十六条第一項に規定する者とする。

(入学志願手続)

第十一条 学院に入学しようとする者は、所定の期日までに、入学願書（様式第二号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 入学資格を有する者であることを証明する書類（入学願書の提出期限までに当該書類を添付することができない者にあつては、その見込みを証明する書類）

二 最終学校の長の調査書

三 健康診断書

四 写真（出願前三月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像のもので、縦四センチメートル、横三センチメートルの大きさのもの）

（入学の許可）

第十二条 入学の許可は、入学選抜試験の結果等に基づいて行う。

2 前項の入学選抜試験は、学科試験及び面接試験とする。

3 前項に定めるもののほか、入学選抜試験に関し必要な事項は、別に定める。

（入学手続）

第十三条 入学を許可された者は、所定の期日までに、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

一 保証人二人が連署した誓約書（様式第三号）

二 戸籍抄本

三 入学資格を有する者であることを証明する書類を提出していない者にあつては、当該書類

2 前項第一号の保証人は、独立の生計を営む成年者であり、かつ、親権者又は後見人があるときは、そのうち一人は親権者又は後見人でなければならない。

（誓約書の提出）

第十四条 生徒は、保証人に変更があつたときは、直ちに、その変更後の

保証人が連署した誓約書（様式第四号）を知事に提出しなければならない。

（住所の変更等の届出）

第十五条 生徒は、その住所若しくは氏名又は保証人の住所若しくは氏名に変更があつたときは、直ちに、その旨を知事に届け出なければならない。

（休学及び退学）

第十六条 生徒は、病気その他の理由により休学又は退学をしようとするときは、休学願（様式第五号）又は退学願（様式第六号）に医師の診断書その他休学又は退学の理由を証明するに足る書類を添えて知事に提出し、その許可を受けなければならない。

（復学）

第十七条 休学中の生徒は、その理由がなくなつたため復学しようとするときは、復学願（様式第七号）に医師の診断書その他復学の理由を証明するに足る書類を添えて知事に提出し、その許可を受けなければならない。

（除籍）

第十八条 知事は、生徒が精神又は身体に障害を生じ、成業の見込みがないと認められるときは、除籍をすることができる。

第七章 授業料の納付及び減免

（授業料の納付）

第十九条 授業料は、毎月十日までに納付しなければならない。ただし、八月分の授業料については、九月十日までに納付しなければならない。

2 月の中途に休学し、復学し、又は退学した者は、当該休学、復学又は

退学の日属する月分の授業料を納付しなければならない。この場合において、月中途に復学した者に係る当該月分の授業料は、前項の規定にかかわらず、当該復学の日から十日以内に納付しなければならない。

(授業料の減免)

第二十条 鳥取県立歯科衛生士学院の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十五号)第六条の規定による授業料の減免は、災害その他の理由により授業料の納付が困難であると認められる生徒について行うものとする。

2 授業料の減免を受けようとする者は、授業料減免申請書(様式第八号)にその理由を証明する書類を添えて知事に提出しなければならない。

第八章 賞罰

(表彰)

第二十一条 知事は、学業成績が優秀で品行が方正であり、かつ、他の生徒の模範となると認められる生徒があるときは、これを表彰することができる。

(懲戒)

第二十二条 知事は、教育上必要があると認めたとときは、その事情により、生徒に対して訓告、停学又は退学の処分を行うことができる。ただし、退学は、次の各号の一に該当する生徒に限り行うことができる。

- 一 品行不良で改善の見込みがないと認められる生徒
- 二 学力劣等で成業の見込みがないと認められる生徒
- 三 正当の理由がなくて出席常でない生徒
- 四 学院の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した生徒

第九章 健康管理

第二十三条 知事は、生徒に対し、年一回以上健康診断を行わなければならない。

第十章 雑則

(実習費)

第二十四条 実習に要する経費は、実習費として実費を徴収する。

(委任)

第二十五条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和五十七年四月一日から施行する。

別表(第六条関係)

学 科 目	時 間 数
解剖生理	一二六
細菌学	四六
病理学	二〇
栄養学	二〇
衛生及び口腔衛生	七〇
歯科臨床概論及び歯科診療補助	一九二
衛生統計	二〇
衛生行政及び社会福祉	三〇
実習	一、四八八
基礎実習	七三八
臨床実習	七五〇
外国語	二〇
心理学	二〇
社会学	三〇
一般教養	一五四
合 計	二、二三六

様式第1号 (第9条関係)

鳥取県立歯科衛生士学院の課程を修了したことを証する

第 号 卒業 証 書

氏 名 年 月 日 生

職 氏 名 年 月 日

割り印

様式第2号 (第11条関係)

収入証紙はり付け欄
(消印しないこと。)

写真はり付け欄
出願前3月以内に
撮影した脱帽正面
上半身のもの
縦4センチメートル
横3センチメートル

入 学 願 書

職 氏 名 殿

私は、貴学院に入学したいので、関係書類を添えてお願いいたします。

年 月 日

住 所 氏 名

年 月 日生

㊦

※受験番号

様式第3号 (第13条関係)

誓約書

職 氏 名 股

私は、このたび貴学院生徒として入学を許可されましたので、規則を堅く守り、学生の本分に従って学業に精励することを誓います。

年 月 日

本人住所

氏名

㊦

私たちは、上記の者が貴学院に在学中、本人について生じた一切の責任を引き受けることを保証します。

年 月 日

保証人 住所

氏名

㊦

職業

年 月 日生

本人との続柄

保証人 住所

氏名

㊦

職業

年 月 日生

本人との続柄

様式第4号 (第14条関係)

誓約書

職 氏 名 股

私は、このたび貴学院生徒 の保証人となりましたので、

前の保証人と同様、本人が貴学院に在学中、本人について生じた一切の責任を引き受けることを保証します。

年 月 日

保証人 住所

氏名

㊦

職業

年 月 日生

本人との続柄

様式第5号 (第16条関係)

休 学 願 望	
職 氏 名 殿	
下記の理由により休学したいので、許可してくださるよう保証人と 連署してお願いします。	
年 月 日	本 人 氏名 ◎
	◎ 保証人 住所 氏名
	◎ 保証人 住所 氏名
記	
理 由	
休学を希望する期間	年 年 月 月 日 日 から から 年 年 月 月 日 日 で で

様式第6号 (第16条関係)

退 学 願 望	
職 氏 名 殿	
下記の理由により退学したいので、許可してくださるよう保証人と 連署してお願いします。	
年 月 日	本 人 氏名 ◎
	◎ 保証人 住所 氏名
	◎ 保証人 住所 氏名
記	
理 由	
退学を希望する期日	年 年 月 月 日 日

様式第7号 (第17条関係)

復 学 願 書	
職 氏 名 殿	
下記の理由により復学したいので、許可してくださるよう保証人と 連署してお願ひします。	
年 月 日	
本 人 氏名	㊦
保 証 人 住 所	㊦
保 証 人 住 所	㊦
保 証 人 住 所	㊦
保 証 人 氏 名	㊦
記	
理 由	
復学を希望する期日	年 月 日

様式第8号 (第20条関係)

授 業 料 減 免 申 請 書	
職 氏 名 殿	
授業料の減免を受けたいので、下記のとおり申請します。	
年 月 日	
本 人 氏 名	㊦
保 護 者 住 所	㊦
保 護 者 住 所	㊦
保 護 者 氏 名	㊦
記	
減免希望額	
減免希望期間	
減免の理由	

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する等の規則をここに公告する

昭和五十七年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第二十一号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する等の規則

(鳥取県手数料徴収規則の一部改正)

第一条 鳥取県手数料徴収規則(昭和三十一年一月鳥取県規則第一号)の

一部を次のように改正する。

別表第二百二号を次のように改める

百一 削除

別表第二百五号から第一百七号までを次のように改める。

百五から百七まで 削除

(歯科技工法施工細則の一部改正)

第二条 歯科技工法施行細則(昭和三十二年五月鳥取県規則第二十四号)

の一部を次のように改正する。

第五条から第十条までを削り、第十一条中の見出しを「(書類の提出

部数及び経由)」に改め、同条中「令」を「歯科技工法施行令(昭和三十

十年政令第二百二十八号)」に、「二通」を「一、厚生大臣に提出するも

のにあつては正本を一部、副本を二部、知事に提出するものにあつては

正本を一部、副本を一部」に改め、同条を第五条とする。

第一号様式中「第1号様式」を「第1号様式(第1条関係)」に、「保
健所長殿」を「職 氏 名 殿」に改める。

第二号様式中「第2号様式」を「第2号様式(第2条関係)」に、「保
健所長殿」を「職 氏 名 殿」に改める。

第三号様式中「第3号様式」を「第3号様式(第3条関係)」に、「保
健所長殿」を「職 氏 名 殿」に改める。

第四号様式中「第4号様式」を「第4号様式(第3条関係)」に、「保
健所長殿」を「職 氏 名 殿」に改める。

第五号様式中「第五号様式」を「第五号様式(第四条関係)」に、「保
健所長」を「年 月 日 職 氏 名 殿」に「抜すい」を「抜粋」に、「歯科技

工所に」を「歯科技工所に」に改める。

第六号様式から第十一号様式までを削る。

(鳥取県歯科技工士試験審議会規則の廃止)

第三条 鳥取県歯科技工士試験審議会規則(昭和四十四年三月鳥取県規則

第七号)は、廃止する。

附 則

この規則は、昭和五十七年四月一日から施行する。